

令和元年(2019年)10月から

幼児教育・保育の無償化がスタートします

利用料について

満3歳児から5歳児を対象に、**利用料が無償化**されます。

- ※ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。
- ※ 第3子以降のお子様と、年収360万円未満相当世帯のお子様は、おかず・おやつなどの副食費が免除されます。

預かり保育について

預かり保育利用後に、市へ請求書類を提出することで当該料金の還付を受けることができますようになります。

保育の必要性が認定された3歳児から5歳児を対象に、**1日450円までの利用料が無償化**されます（1月あたり最大1万1,300円）。

- ※ 預かり保育については、3歳の誕生日を迎えた日以降最初の4月1日（3歳児クラス）から無償化の対象となります（ただし住民税非課税世帯の場合は、満3歳になった日からその年度の3月31日まで、1月あたり最大1万6,300円の無償化の対象となります）。
- ※ 預かり保育の実施時間が短い幼稚園（平日の預かり保育の提供時間が教育時間と合わせて8時間未満または年間の開所日数が200日未満の幼稚園）を利用している場合は、認可外保育施設等の利用料も合わせて無償化の対象とすることができます（上限額は預かり保育利用料・認可外保育施設等利用料を合わせて月額1万1,300円まで）。
- ※ 預かり保育の受け入れ人数等は施設によって異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。

無償化に必要な手続き

利用料の無償化 …… 特別な手続きは必要ありません

預かり保育の無償化 … 認定申請書の提出が必要です

- ・各幼稚園で配布する認定申請書に必要事項を記入のうえご提出ください。
- ・利用後に料金の還付を受けるために、領収書を必ず保管しておいてください。